

団体登録申請について

- 申込窓口：福祉センター受付、体育館受付
- 受付時間：福祉センター、体育館の開館時間（体育館の土曜日は17時迄）
- 対象：障害者団体、障害者支援団体、一般団体
- 申込方法：窓口にて、**直接**、以下の書類を提出してください。郵送・FAXでの受付はしていません。
- 申請受付～登録完了(予約可能になる)まで、2週間程度必要です。

※ 団体登録にあたり、**当施設の利用者ID**は、利用者ご自身で決めていただき、当施設が発行しますが、そのID（当施設が発行した利用者ID）は、**他の施設での使用はできません**。
他の施設の利用を希望される場合は、別のIDにて利用先の施設に登録申請いただくようお願いします。

団体種別	申請書類等	手元準備証明書	団体要件	備考
障害者団体	・様式11-1 体育施設・文化施設 団体利用 兼 使用料免除申請書   ・様式12 体育施設・文化施設 団体利用申請用 使用目的一覧   ・様式13 体育施設・文化施設 団体利用 兼 使用料免除申請用 団体名簿  	・提出者の本人確認書類 ・名簿記載の障害者全員分の障害があることが分かる書類※1（コピー等で可※2）	①概ね10人以上（構成人数、かつ、利用申込時の利用人数）の団体 ②障害者が、利用者のうち概ね半数以上含まれていること	
障害者支援団体	・様式11-2 体育施設・文化施設 団体利用 兼 使用料免除申請書   ・様式12 体育施設・文化施設 団体利用申請用 使用目的一覧   ・団体要件を満たしていることが証明できる規約・会則等	・提出者の本人確認書類	・障害者福祉の向上・増進・充実、支援に寄与する組織体であること	・障害者福祉の向上・増進・充実、支援に関する目的以外での利用はできません。
一般団体	・様式11-3 体育施設・文化施設 団体利用申請書   ・様式12 体育施設・文化施設 団体利用申請用 使用目的一覧   ※ 様式14 体育施設・文化施設利用 一般団体名簿 …… 当施設より提出依頼時のみ  	・提出者の本人確認書類	①上記障害者団体および障害者支援団体でない団体 ②概ね10人以上（構成人数、かつ、利用申込時の利用人数）の団体	・営利目的での登録、利用はできません。 ・当施設より様式14の名簿の提出をお願いする場合があります。
※1 障害があることが分かる書類 …… ※2 下記書類のコピーの提示で可。「福祉センター利用カード」をお持ちの方はカード(コピー可)の提示またはカード番号記載でも可 ・手帳類：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳 ・手帳以外：障害福祉サービス受給者証、障害年金受給証明書又は通知書、自立支援医療受給者証、特別児童扶養手当証書、特別支援学校の学生手帳又は在籍証明 医師の診断書（ただし、高次脳機能障害、発達障害、障害者総合支援法の対象疾患（難病等）に限る）、特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証				

◎団体登録は5年毎に更新の申請をしていただきますので、更新時期には再度、新規登録時と同様の手続きを実施していただきます。（登録申請した際の申請書の最下段に有効期限を記載しています。その1年程度前から更新手続きが可能です。）

◎登録内容に変更がある場合は、変更内容と団体名、利用者IDを様式11等の申請書類に記載し申請してください。